

○第十一條（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）関係

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（一）の法律の目的	（一）の法律の目的
第一条 この法律は、社会福祉施設及び特定社会福祉事業を經營する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員及び特定社会福祉事業に從事する職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。	第一条 この法律は、社会福祉施設及び特定社会福祉事業を經營する社会福祉法人その他の者の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員及び特定社会福祉事業に從事する職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。
（定義）	（定義）
第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。	第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。
一～三（略）	一～三（略）
四　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設	四　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十七条第一項の規定による届出がなされ、又は同条第二項の規定による許可を受けた身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）にいう身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設
五　社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮	五　社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出がなされ、又は同条第二項の規定による許可を受けた知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者援護施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮

六 (略)

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一～三 (略)

四 知的障害者福祉法第十八条の規定による届出がなされた知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者居宅介護等事業及び知的障害者地域生活援助事業

五 (略)

3 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が經營する社会福祉施設及び特定社会福祉事業以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により事業団が承諾したものという。

4 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設又は特定社会福祉事業を經營する社会福祉法人をいう。

5 この法律において「社会福祉施設等職員」とは、經營者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書において同じ。）を除く。

6 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設、特定社会福祉事業又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。）を除く。

六 (略)

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一～三 (略)

四 知的障害者福祉法第十八条第一項の規定による届出がなされた知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者居宅介護等事業及び社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出がなされた知的障害者福祉法にいう知的障害者地域生活援助事業

五 (略)

3 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設及び特定社会福祉事業を經營する社会福祉法人その他の者で、国及び地方公共団体以外のものをいう。

4 この法律において「職員」とは、經營者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設及び特定社会福祉事業（以下「社会福祉施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。次項ただし書において同じ。）を除く。

5 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の經營する社会福祉施設、特定社会福祉事業又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。）を除く。

7 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより事業團に掛金を納付することを約し、事業團が

、その経営者の使用する社会福祉施設等職員及び申出施設等職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

(略)

9 8 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される社

会福祉施設等職員及び申出施設等職員をいう。

10 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後において、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

11 申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(契約の締結)

第三条 事業團は、次に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。

5 7 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより社会福祉・医療事業團（以下「事業團」という。）に掛金を納付することを約し、事業團が、その経営者の使用する職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

(略)

6 7 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される職員をいう。

8 1 社会福祉施設等の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に使用されていた職員で引き続き変更後の経営者に使用されるに至つたものは、変更前の経営者に使用される職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

(契約の締結)

第三条 事業團は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 契約の申込者が第六条第二項第一号又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除され、その解除の日から起算して六月を経過しない者であるとき。

二 契約の申込者が共済契約者であつたことがある者である場合において、その者につき、納付期限を超えてまだ納付されていない掛金（割増金を含む。）があるとき。

三 契約の申込者に使用されている社会福祉施設等職員につき、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済契約が締結されているとき。

四 (略)

(申出の承諾等)

第四条の二 事業団は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならない。

一 当該申出をした共済契約者につき、納付期限を超えてまだ納付されていない掛金（割増金を含む。）があるとき。

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める正当な理由があるとき。

2 事業団が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 事業団が第一項の規定による承諾をしたときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知しなければならない。

(契約の解除)

第六条 (略)

2 (略)

一 契約の申込者が第六条第二項第一号又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除され、その解除の日から起算して六箇月を経過しない者であるとき。

二 契約の申込者が共済契約者であつたことがある者である場合において、その者につき、納付期限をこえてまだ納付されていない掛金（割増金を含む。）があるとき。

三 契約の申込者に使用されている職員につき、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済契約が締結されているとき。

四 (略)

(契約の解除)

第六条 (略)

2 (略)

3 事業団は、共済契約者が第二十八条第一号若しくは第一号の違反行為をしたとき、又は共済契約者の代表者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、当該共済契約者の業務に関して、同条第三号の違反行為をしたときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

4～6 (略)

(金額)

第八条 退職した者の被共済職員期間が一年以上十年以下である場合における退職手当金の額は、政令で定める八千円を下らない額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 被共済職員期間が一年以上五年以下の者 百分の六十

二 被共済職員期間が六年以上十年以下の者 百分の七十五

三 退職した者の被共済職員期間が十一年以上十九年以下である場合における退職手当金の額は、前項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の八十

八

三 退職した者の被共済職員期間が二十年以上である場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百

3 事業団は、共済契約者が第二十八条第一号若しくは第一号の違反行為をしたとき、又は共済契約者（共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む。）若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、当該共済契約者の業務に関して、同条第三号の違反行為をしたときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

4～6 (略)

(金額)

第八条 退職した者の被共済職員期間が十年をこえない場合における退職手当金の額は、政令で定める八千円を下らない額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、被共済職員期間が五年をこえない者にあつては百分の六十を、被共済職員期間が五年をこえ十年をこえない者にあつては百分の七十五を乗じて得た額とする。

二 退職した者の被共済職員期間が十年をこえず、かつ、その退職が自己的都合によらないものである場合における退職手当金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額とする。

三 退職した者の被共済職員期間が十年をこえる場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 十年までの期間については、一年につき百分の百

二十一以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百十

三二十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

十

三十一年をこえ、二十一年までの期間については、一年につき百分の百

三二十年をこえる期間については、一年につき百分の百二十

第九条 退職した者の被共済職員期間が二十五年以上である場合（次項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五

三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十五

2 退職した者が業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の障害の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十
四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百五十

第九条 退職した者の被共済職員期間が二十五年以上である場合（次項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 十年までの期間については、一年につき百分の百二十五
二 十年をこえ、二十一年までの期間については、一年につき百分の百三十七・五

三 二十一年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百五十
四 三十年をこえる期間については、一年につき百分の百三十七・五

2 退職した者が業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の障害の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 十年までの期間については、一年につき百分の百五十
二 十年をこえ、二十一年までの期間については、一年につき百分の百六十五
三 二十一年をこえ、三十年までの期間については、一年につき百分の百八十
四 三十年をこえる期間については、一年につき百分の百六十五

第九条の二 前二条の規定により計算した退職手当金の額が、第八条第一項の規定に基づく政令で定める額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当金の額とする。

(被共済職員期間の計算)

第十一条 (略)

2 前項の場合において、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうちに、その者が当該共済契約対象施設等の業務に従事した日数が十日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。

3 被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために当該共済契約対象施設等の業務に従事しなかつた期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号に規定する介護休業により当該業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前六週間（多胎妊娠の場合は、十四週間）及び出産後八週間において当該業務に従事しなかつた期間は、前項の規定の適用については、当該被共済職員は、当該業務に従事したものとみなす。

4 被共済職員が次に掲げる休業により当該共済契約対象施設等の業務に従事しなかつた場合には、前二項の規定にかかわらず、当該業務に従事しなくなつた日の属する月から当該業務に従事することとなつた日の属する月までの間の月数の二分の一に相当する月数は、被共済職員期間に算入する。ただし、当該業務に従事しなくなつた日又は当該業務に従事することとなつた日の属する月が前三項の規定により被共済職

(被共済職員期間の計算)

第十一条 (略)

2 前項の場合において、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうちに、その者が当該社会福祉施設等の業務に従事した日数が十日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。

3 被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために当該社会福祉施設等の業務に従事しなかつた期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号に規定する介護休業により当該業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前六週間（多胎妊娠の場合は、十四週間）及び出産後八週間において当該業務に従事しなかつた期間は、前項の規定の適用については、当該被共済職員は、当該業務に従事したものとみなす。

4 被共済職員が次に掲げる休業により当該社会福祉施設等の業務に従事しなかつた場合には、前二項の規定にかかわらず、当該業務に従事しなくなつた日の属する月から当該業務に従事することとなつた日の属する月までの間の月数の二分の一に相当する月数は、被共済職員期間に算入する。ただし、当該業務に従事しなくなつた日又は当該業務に従事することとなつた日の属する月が前三項の規定により被共済職

。 準職員期間に算入されるときは、その月については、この限りでない。

一・二 (略)

5・6 (略)

7 引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の經營する共済契約対象施設等以外の施設又は事業の業務に常時従事することを要するものとなつたことその他これに準ずる理由として政令で定める理由により退職した場合において、その者が、退職した日から起算して五年以内に、退職手当金を請求しないで再び当該共済契約者に係る被共済職員となつたときは、前後の各期間につき第一項から第五項までの規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

8 (略)

(掛金の納付)

第十五条 (略)

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、次に掲げる掛金ごとに、それぞれ政令で定める。

一 社会福祉施設等職員（被共済職員である者に限る。）に係る掛け金

二 申出施設等職員に係る掛け金

3 前項に規定する掛け金の額は、退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業団に対し、次に掲げる経費を補助することができる。

員期間に算入されるときは、その月については、この限りでない。

一・二 (略)

5・6 (略)

7 引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の經營する社会福祉施設等以外の施設又は事業の業務に常時従事することを要するものとなつたことにより退職した場合において、その者が、退職した日から起算して五年以内に、退職手当金を請求しないで再び当該共済契約者の經營する社会福祉施設等に係る職員となつたときは、前後の各期間につき第一項から第五項までの規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

8 (略)

(掛け金の納付)

第十五条 (略)

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、政令で定める。

一 社会福祉施設等職員（被共済職員である者に限る。）に係る掛け金

二 申出施設等職員に係る掛け金

3 前項に規定する掛け金の額は、退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

(国の補助)

第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業団に対し、次に各号に掲げる経費を補助することができる。

一 被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内

二 (略)

(都道府県の補助)

第十九条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、事業団に対し、補助金算定対象額の一部を補助することができる。

(立入検査)

第二十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、経営者の経営する共済契約対象施設等に係る施設若しくは事業所又は経営者の事務所に立ち入って、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類を検査させることができる。

2・3 (略)

第二十九条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 (長期勤続者等に対する退職手当金に係る特例)
2 当分の間、被共済職員期間が二十年以上三十五年以下である者で第九条第二項に規定する理由により退職をしたものに対する退職手当金

一 退職手当金の支給に要する費用の三分の一以内

二 (略)

(都道府県の補助)

第十九条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、事業団に対し、退職手当金の支給に要する費用の一部を補助することができる。

(立入検査)

第二十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、社会福祉施設又は経営者の事務所に立ち入つて、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類を検査させることができる。

2・3 (略)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 (厚生省設置法の一部改正)
2 (略)

の額は、第九条の一の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

3

当分の間、被共済職員期間が三十五年を超える者で第九条第二項に規定する理由により退職をしたものに対する退職手当金の額は、その者の被共済職員期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

(社会福祉事業振興会法の一部改正)

(略)

○附 則

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第十一条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この条から附則第二十五条までにおいて「旧法」という。）第二条第六項に規定する共済契約者（附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧法の規定によつて退職手当共済契約の申込みをした社会福祉法人以外の者（当該退職手当共済契約の締結を拒絶された者及び当該退職手当共済契約を解除された者を除く。）については、第十一条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この条から附則第二十五条までにおいて「新法」という。）第二条第四項に規定する経営者とみなして、新法の規定（新法第二条第三項に規定する申出施設等に係る部分を除く。）を適用する。この場合において、新法第六条第三項中「共済契約者の代表者」とあるのは、「共済契約者（共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む。）」と、新法第二十九条中「代理人」とあるのは「又は法人若しくは人の代理人」と、「その法人」とあるのは「その法人又は人」とする。

2 旧法第二条第六項に規定する共済契約者であつて社会福祉法人以外のものに使用される同条第七項に規定する被共済職員（以下「旧被共済職員」という。）であつた者は、新法第二十四条第一項、第二十五条第二項及び第二十六条の規定の適用については、被共済職員であつた者とみなし、その者が旧法第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて旧法第二条第五項に規定する退職手当共済契約が解除されたことにより旧被共済職員でなくなった者である場合における新法第十一条第六項の規定の適用については、その者は、旧被共済職員であつた期間について被共済職員であつた者とみなし、当該退職手当共済契約が解除された日は、その者が被共済職員でなくなった日とみなす。

第二十四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧法の規定によつてしたるものとみなす。

第二十五条 新法第八条から第九条の二まで並びに附則第二項及び第三項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に退職した者について適用し、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する者が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとみなして、政令で定めるところにより、旧法第八条、第九条及び第十一条の規定の例により計算した場合の退職手当金の額が、新法第八条から第九条の二まで及び第十二条並びに附則第二項及び第三項の規定により計算した退職手当金の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき退職手当金の額とする。

一 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日に旧法第二条第七項に規定する被共済職員であった者が、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に退職した場合

二 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に旧法第二条第七項に規定する被共済職員でなくなった者で同日以後にさらに新法第二条第九項に規定する被共済職員となつたものが、同日以後に退職し、かつ、新法第十二条第六項又は第七項の規定により同日前の被共済職員期間と同日以後の被共済職員期間とが合算される場合

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第四十八号）

○第六条（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正）関係

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定社会福祉事業） <u>第一条</u>	（特定社会福祉事業） <u>第一条の二</u>
（退職手当金の額の計算の基礎となる額） <u>第三条</u> 法第八条第一項に規定する政令で定める額は、退職（法第七条に規定する退職をいう。以下同じ。）した者の退職の日の属する月前（退職の日が月の末日である場合は、その月以前）における被共済職員期間の計算の基礎となつた最後の六箇月の本俸の総額を六で除して得た額についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	（退職手当金の額の計算の基礎となる額） <u>第二条</u> 法第八条第一項に規定する政令で定める額は、退職した者の退職の日の属する月前（退職の日が月の末日である場合は、その月以前）における被共済職員期間の計算の基礎となつた最後の六箇月の本俸の総額を六で除して得た額についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
（略） <u>第四条</u> （障害の程度）	（略） <u>第三条</u> （障害の程度）
（被共済職員期間を合算する場合の退職理由） <u>第五条</u> 法第十一条第七項の政令で定める理由は、引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の経営する共済契約対	

象施設等の業務及び共済契約対象施設等以外の施設又は事業の業務を兼務することを要するものとなつたこと（兼務するそれぞれの業務の勤務時間の一週間の合計が、当該共済契約対象施設等の業務に常時従事する者の一週間の勤務時間に見合う場合に限る。）とする。

(掛金の額)

第六条 法第十五条第二項第一号に規定する社会福祉施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額（次条の規定により厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数を乗じて得た額とする。

法第十五条第二項第二号に規定する申出施設等職員に係る掛金の額は、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する申出施設等職員の数を乗じて得た額とする。

3 | 新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前二項の規定にかかわらず、単位掛金額に当該契約の申込みの日における第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数を乗じて得た額を十二で除して得た額に、その申込みの申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

- 1 | 一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数に三を乗じて得た数
- 2 | 二 当該共済契約者が使用する申出施設等職員の数に三を乗じて得た数

(単位掛金額)

第七条 単位掛金額は、毎事業年度、当該事業年度において支給される退職手当金の見込額から第一号に掲げる額を控除して得た額を第二号に掲げる数で除して得た額を基準として厚生労働大臣が定める。

(掛金の額)

第四条 法第十五条第二項に規定する掛金の額は、単位掛金額（次条の規定により厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）に当該事業年度の初日において当該共済契約者が使用する被共済職員の数を乗じて得た額とする。

2 | 新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前項の規定にかかわらず、単位掛金額に当該契約の申込みの日において当該共済契約者が使用する被共済職員の数を乗じて得た額を十二で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(単位掛金額)

第五条 単位掛金額は、毎事業年度、当該事業年度において支給される退職手当金の見込額から、次の各号に掲げる額の合計額を控除して得た額を当該事業年度の初日における被共済職員の見込数で除して得た

一 次に掲げる額の合計額

イ 国が当該事業年度において社会福祉・医療事業団に対し交付する法第十八条第一号に規定する費用に係る補助金の見込額

ロ 各都道府県が当該事業年度において社会福祉・医療事業団に対し交付する法第十九条に規定する補助金の見込額の合計額

二 次に掲げる数の合計数

イ 当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員（被共済職員である者に限る。）の見込数

ロ 当該事業年度の初日における申出施設等職員の見込数に三を乗じて得た数

（補助金算定対象額）

第八条 法第十八条第一号に規定する補助金算定対象額は、当該事業年度における退職手当金の支給に要する費用の額に当該事業年度の初日における社会福祉施設等職員（被共済職員である者に限る。）の数を当該事業年度の初日における被共済職員の数で除して得た数を乗じて得た額とする。

○第七条（社会福祉施設職員等退職手当共済法の退職手当金の額に関する経過措置）

第七条 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（以下「社会福祉事業法等改正法」という。）附則第二十五条第二項の規定により同項各号に規定する者について社会福祉事業法等改正法第十一条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第二百五十五号）第八条、第九条及び第十一条の規定の例により退職手当金の額を計算する場合には、現に退職した日の属する月前（退職した日が月の末日である場合は、その月以前）における社会福祉事業法等改正法第十一条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法第十一條の規定による被共済職員期間の計算の基礎となる最後の六月の本俸の総額を六で除して得た額を前条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第三条の表の上欄に掲げる区分に当てはめて算出するものとする。

額を基準として、厚生労働大臣が定める。

一 国が当該事業年度において社会福祉・医療事業団に対し交付する法第十八条第一号に規定する費用に係る補助金の見込額

二 各都道府県が当該事業年度において社会福祉・医療事業団に対し交付する法第十九条に規定する補助金の見込額の合計額

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	(契約の申込み)	(契約の申込み)
	第二条 共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した申込書を社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）に提出して行わなければならない。	第二条 共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した申込書を社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）に提出して行わなければならない。
一 申込者の名称及び主たる事務所の所在地	二(四) (略)	一 申込者の氏名又は名称及び住所 二(四) (略)
五 社会福祉施設等職員の氏名、生年月日、職種、本俸月額及びその従事する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の名称	五 職員の氏名、生年月日、職種、本俸月額及びその従事する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の名称	五 職員の氏名、生年月日、職種、本俸月額及びその従事する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の名称
六 社会福祉施設等職員のうちに法第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて共済契約が解除されたことにより被共済職員より被共済職員でなくなつたことがある者がある場合には、その者の氏名及び当該共済契約者の氏名又は名称	六 職員のうちに法第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつたことがある者がある場合には、その者の氏名及び当該共済契約者の氏名又は名称	六 職員のうちに法第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつたことがある者がある場合には、その者の氏名及び当該共済契約者の氏名又は名称
2 (略)	2 (略)	2 (略)
第三条の二 法第四条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。		
一 申出を行つた共済契約者がその使用する職員に対する給与の支払を怠つてゐること。		
二 次条に規定する申出書に虚偽の記載が行われてゐること。		

(申出施設等に係る申出)

第三条の二 法第二条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出して行わなければならない。

- 一 申出を行う共済契約者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 申出に係る施設又は事業の名称、種類及び所在地（事業にあつては、その事務所の所在地）並びに施設については、その取扱い員
 - 三 申出に係る施設若しくは事業の業務に常時従事することを要する者（次号及び第五号において「常勤者」という。）又は当該施設若しくは事業の業務及び申出を行う共済契約者が經營する共済契約対象施設等の業務を兼務することを要する者（兼務するそれぞれの業務の勤務時間の一週間の合計が、当該共済契約対象施設等の業務に常時従事する者の一週間の勤務時間に見合う場合に限る。次号及び第五号において「兼務者」という。）の氏名、生年月日、職種、本俸月額及びその従事する施設又は事業の名称
 - 四 常勤者又は兼務者の中に法第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつたことがある者がある場合には、その者の氏名及び当該共済契約者の氏名又は名称
 - 五 常勤者又は兼務者のうちに引き続き一年以上当該申出を行う共済契約者に係る被共済職員であつた者で法第十一條第七項又は社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号。以下「令」という。）第五条に規定する理由により退職したことがある者がある場合には、その者の氏名及び退職した年月日
- 前項の申出書には、その申出に係る施設又は事業が当該申出を行う共済契約者が經營しているものであることを証する書類を添付しなければならない。

(申出の承諾等)

第三条の四 事業団は、申出施設等に係る申出を承諾したときは、申出の承諾を証する書類を当該申出を行つた共済契約者に送付しなければならない。

2 事業団は、申出を拒絶したときは、その理由を付してその旨を当該申出を行つた共済契約者に文書で通知しなければならない。

(退職手当金の請求)

第六条 退職手当金の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出して行わなければならない。

一・二 (略)

三 共済契約者の名称及び主たる事務所の所在地

四 (略)

2～6 (略)

第十四条 共済契約者は、毎事業年度、四月一日において使用する被共済職員について、次に掲げる事項を記載した届書を、同月末日までに事業団に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 従事する共済契約対象施設等の名称

第十五条 共済契約者は、新たに被共済職員となつた者があるときは、遅滞なく、その者について、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一 (略)

二 従事する共済契約対象施設等の名称、種類及び所在地 (特定社会

福祉事業又は申出施設等である事業にあつては、その事務所の所在

(退職手当金の請求)

第六条 退職手当金の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出して行わなければならない。

一・二 (略)

三 共済契約者の氏名又は名称及び住所

四 (略)

2～6 (略)

第十四条 共済契約者は、毎事業年度、四月一日において使用する被共済職員について、次に掲げる事項を記載した届書を、同月末日までに事業団に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 従事する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の名称

第十五条 共済契約者は、新たに被共済職員となつた者があるときは、遅滞なく、その者について、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一 (略)

二 従事する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の名称、種類及び所

在地 (特定社会福祉事業にあつては、その事務所の所在地)

地)

三・四 (略)

五 引き続き一年以上被共済職員である者が、法第十一条第七項又は令第五条に規定する理由により退職した場合において、その者が、退職した日から起算して五年以内に、再び当該共済契約者に係る被共済職員となつたときは、退職の年月日及び再び被共済職員となるまでの間に従事した施設又は事業の名称

第十六条 共済契約者は、退職した者があるときは、遅滞なく、その者について、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一・四 (略)

五 引き続き一年以上被共済職員である者が、法第十一条第七項又は令第五条に規定する理由により退職した場合においては、退職後に從事する施設又は事業の名称

第十七条 共済契約者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更したときは、速やかに、その旨及び変更の年月日を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

(被共済職員原簿)

第二十一条 法第二十四条第一項の規定により被共済職員に関する原簿(以下「被共済職員原簿」という。)に記録すべき事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 共済契約者の名称及び主たる事務所の所在地

三・四 (略)

五 引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業以外の施設又は事業の業務に常時従事することを要するものとなつたことにより退職した場合において、その者が、退職した日から起算して五年以内に、再び当該共済契約者に係る被共済職員となつたときは、退職の年月日及び再び被共済職員となるまでの間に従事した施設又は事業の名称

第十六条 共済契約者は、退職した者があるときは、遅滞なく、その者について、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一・四 (略)

五 引き続き一年以上被共済職員である者が、その者に係る共済契約者の経営する社会福祉施設又は特定社会福祉事業以外の施設又は事業の業務に常時従事することを要するものとなつたことにより退職

第十七条 共済契約者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨及び変更の年月日を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

(被共済職員原簿)

第二十一条 法第二十四条第一項の規定により被共済職員に関する原簿(以下「被共済職員原簿」という。)に記録すべき事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 共済契約者の氏名又は名称及び住所

三 従事する共済契約対象施設等の名称

(あつせんの請求手続)

第二十三条 法第二十五条第一項又は第二項の規定によるあつせんの請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

- 一 請求者の名称及び主たる事務所の所在地
二・三 (略)

別記様式

三 従事する社会福祉施設又は特定社会福祉事業の名称

(あつせんの請求手続)

第二十三条 法第二十五条第一項又は第二項の規定によるあつせんの請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
二・三 (略)

別記様式